

特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅
に係る業務の状況に関する報告

実施要領書（注文戸建住宅編）

1. はじめに

本要領書は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第26条第4項に基づく特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅（以下「注文戸建住宅」という。）に係る業務の状況に関する報告を適正かつ円滑に実施できるよう作成しているものです。

2. 報告対象となる住宅

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに「確認済証が交付された」全ての注文戸建住宅が報告対象です。

3. 報告方法及び提出物

報告内容は、「報告対象となる住宅の戸数」及び「報告対象となる住宅のエネルギー消費性能」です。具体的な報告方法及び提出物は、住宅トップランナー報告システム（以下、TR報告システム）にて公開されているマニュアルをご参照のうえ、下記のそれぞれの場合に応じた報告方法により、提出物を提出期限までに提出してください。

報告内容を確認し、必要に応じて「報告対象となる住宅のエネルギー消費性能の向上に関する事項」の報告を改めて依頼する場合があります。また、提出物に不備等が確認された場合は、訂正等を依頼させていただきますので、予めご了承ください。

なお、グループ企業等の場合で、複数の特定一戸建て住宅建設工事業者に係る業務の状況を取りまとめて報告する際は、当該とりまとめの対象としている各特定一戸建て住宅建設工事業者の提出物が各々明確となるようフォルダ分け等行った上で報告してください。

(1) 報告対象となる住宅がある場合（300戸以上）

提出物の電子データをTR報告システムから提出してください。

詳細は同HPにて公開されているマニュアルをご覧ください。

<https://trfilecheck.net/>

なお、提出物である「エネルギー消費性能計算プログラム」によるエネルギー消費性能算定結果のファイルについて、作成方法が不明な方は国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000021.html

(2) 報告対象となる住宅がない場合（300戸未満）

報告日、会社名、代表者名、連絡担当者の氏名・連絡先、報告対象とならなか

った住宅の戸数を明記のうえ、電子メールにより 5. 問合せ先 宛にご連絡ください。

4. 提出期限

令和 7 年 8 月 29 日（金）必着

5. 提出先・問合せ先（質問は原則メールでご連絡下さい。）

担当者 国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 山内

電 話 03-5253-8111（内線39-465）

メール hqt-juutaku-tr@ki.mlit.go.jp

6. 住宅トップランナー基準の水準

目標年度	外皮基準	一次エネ基準	太陽光発電 設備設置率
令和 6 年度（2024年度） 以降に新築する住宅	全ての住宅が 省エネ基準に適合	全ての住宅の平均で 省エネ基準▲20%に適合	
令和 9 年度（2027年度） 以降に新築する住宅	全ての住宅が 強化外皮基準に適合	全ての住宅の平均で 省エネ基準▲25%に適合	87.5%

7. 報告スケジュール（予定）

	令和 7 (2025) 年度				令和 8 (2026) 年度			
	4～5月	6月	7～8月	9～3月	4～5月	6月	7～8月	9～3月
国土交通省	—	令和 6 (2024) 年度 供給分 報告徴収依頼	—	—	—	令和 7 (2025) 年度 供給分 報告徴収依頼	—	—
住宅トップラン ナー 事業者 ・建売戸建住宅 ・注文戸建住宅 ・賃貸アパート ・分譲マンション	—	令和 6 (2024) 年度 供給分 報告	—	—	—	令和 7 (2025) 年度 供給分 報告	—	—
	令和 7 (2025) 年度供給分 省エネ性能計算（WEBプログラム） （報告準備期間）				令和 8 (2026) 年度供給分 省エネ性能計算（WEBプログラム） （報告準備期間）			